

札幌の顔・北海道の顔にふさわしい、
都心中心商店街のあり方を追求していきます。

このたび、南一条地区開発事業推進協議会では、この街の将来像である「上質でエキサイティングな街「南一条」」をめざし、「街並みガイドライン」を策定することといたしました。南一条らしい街並み景観の維持・向上に加え、「街全体としての賑わいづくり」、「お客様の安全・安心」に主眼をおいた、紳士協定です。

当協議会は、一番街商店街振興組合を母体として1999年11月に結成。以来、冬のイルミネーション事業「キラリウム」、都心を緑で飾る「グリーン・オン・パレード」をはじめ、札幌市と協働でまちづくりの検討を行ってきております。本ガイドラインは、長年のまちづくり活動成果として誕生のはこびとなりました。

本ガイドラインは、南一条地区のまちづくりのスタートラインです。今後、この街をより良くしていくためには、この街で商売を営む方々のご理解・ご協力が必要不可欠です。道内の商店街初の本格的な「エリアマネジメント」を成功させるために、今後もまちづくり活動を日々邁進していく所存であります。



南一条地区開発事業推進協議会
会長 齋藤 元護

まちなみガイドラインを活かした
一層の魅力づけを

いま、全国各地の商店街で、そこで活動する人々が思いを共有し、まちの個性を引き立たせて魅力を高めるための努力がされています。札幌でも、数々の地区でそのような取組みが始められ、新たな活力が生み出されようとしています。

このたび、南一条地区開発事業推進協議会の皆さんが、地域の方々とともに精力的に活動されていることの大きな成果として「街並みガイドライン」をまとめられたことは、地域ぐるみのまちづくりの優れた実践例となるものであり、心からお祝いを申し上げますとともに、敬意を表したいと思います。

今後、南一条地区の皆さんが、このガイドラインを共有され、一体となって地域の個性と魅力を高める取組みを一つ一つ実現していくことにより、より一層、個性あふれる素晴らしいまちへと発展していくことを期待しています。



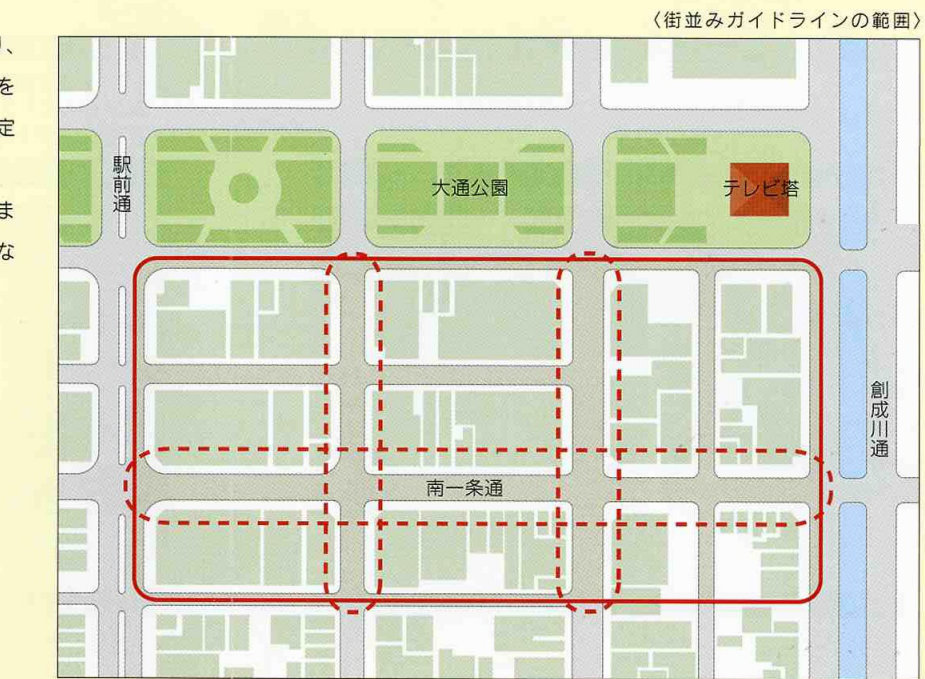
札幌市長 上田 文雄

上質でエキサイティングな街「南一条」をめざして。

指針となる「街並みガイドライン」を定めました。

南一条地区にかかわる人たちの創意工夫により、まちの将来像を実現し、より良いまちづくりを進めていくために、「街並みガイドライン」を定めました。

『街並みガイドライン』は、「まちづくりの目標」「まちの将来像」を統一した考え方で、関係者みんなを取り組むための指針です。



街並みガイドライン

【まちづくりの目標】

上質でエキサイティングな街「南一条」

【まちの将来像】

都心環境の形成 周辺地域(大通公園・創世1.1.1区)と連携して「札幌アーバンコア」を形成し、「札幌の顔」としての一翼を担う街

都心生活の創造 札幌の「豊かなパブリックライフ」を満喫できる上質で多彩な商業文化集積の街

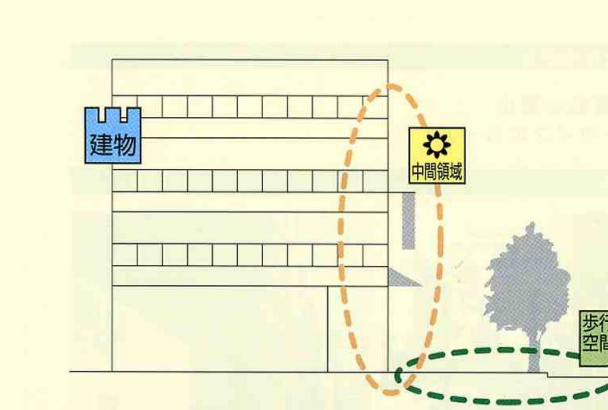
都心文化の発信 成熟した都市社会にふさわしい「札幌ライフスタイル」を世界に向けて発信する札幌を代表する街

街並みガイドラインの構成

街並みガイドラインは「8つの項目」と「2つのレベル」により構成されます。

| 2つのレベル | これだけは必ず実行しましょう | みんなでやってみましょう |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 8つの項目 | 札幌を代表する商業地として、関係者全員が必ず守るべき内容。すぐに取り組んでほしい内容。 | まち全体で取り組むことで、効果が得られる内容。関係者全員で実行できるような検討していきましょう。 ※建替時、改修時には協力をお願いします。 |
| にぎわい用途の積極的導入 | 1-1 推奨用途、育成用途 1-2 規制用途 | |
| 低層部のにぎわいづくり | | 2-1 透通性のある開放的なファサード 2-2 来街者が集まれるスペースの創出(建物前) 2-3 来街者が集まれるスペースの創出(角地) |
| 南一条にふさわしい落ち着いた色彩の街並みづくり | 3-1 外壁の色彩 3-2 原色使用制限 | |
| 上質な街並みに配慮した看板・広告物の設置 | 4-1 置き看板の禁止 | 4-2 看板・サインの製作ルール |
| 一年中楽しく歩ける歩行者空間づくり | 5-1 ロードヒーティングの設置、運用 5-2 荷さばきルール 5-3 適正な駐輪、駐車 | 5-4 バリアフリー化 5-5 歩きやすい歩行者空間 5-6 歩行者に配慮した交通サービス施設の設置 |
| まちの回遊性を高めるわかりやすい地上・地下ネットワークづくり | | 6-1 地下ネットワーク化 |
| 楽しい時間を過ごせる通りの環境づくり | 7-1 貼り付け広告のデザイン 7-2 沿道空地、歩道の清掃 | 7-3 環境づくり 7-4 壁面の活用 7-5 夜間のにぎわい創出 7-6 沿道施設の景観への配慮 |
| まち全体を活用したにぎわい創出イベントの実施 | 8-1 グリーンオンパレードの実施 8-2 イルミネーション(キラリウム)などのイベントの実施 | 8-3 歩道などでの多様な展開 8-4 オープンカフェの実施 |

〈街並みガイドラインの対象〉



建物
建物の意匠・形態などについて

方向性
・街並み景観や低層部の使い方・時間消費型、文化情報発信機能の導入

ガイドラインで定める項目
・建物用途・壁面のしつらえ・看板・サインのルール

中間領域
建物壁面、沿道空地、歩行者空間などの運営・管理について

方向性
・札幌都心の風物詩をプロデュース・まちを効果的に活用する組織づくり

ガイドラインで定める項目
・置き看板の禁止・駐輪、駐車ルール・夜間のにぎわい演出・イベントの実施

歩行者空間
形態・配置などについて

方向性
・歩行者回遊ルートの構築・地下歩行者ネットワークの形成
・地区までの交通支援・地区までの回遊性確保

ガイドラインで定める項目
・バリアフリー化・ロードヒーティングの設置、運用
・花、緑、ストリートファニチャーなどの環境づくり

※街並みガイドラインでは、「建物」、「歩行者空間」だけでなく、「中間領域」の運営・管理についても定めます。官と民の領域の「界」部分(中間領域)は、歩行者空間ににぎわいをもたらす、建物に歩行者を引きつける領域として重要です。

街並みガイドラインで定める項目

建物に係わるガイドライン

| 建物用途 | 建物形態 |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 推奨用途・育成用途 | 3 外壁の色彩 |
| 1 規制用途 | 3 原色使用制限 |
| | 2 透通性のある開放的なファサード |
| | 2 来街者が集まれるスペース創出(建物前) |
| 2 来街者が集まれるスペース創出(角地) | 4 看板・サインの製作ルール |
| 5 歩行者に配慮した交通サービス施設の設置 | 7 景観に配慮した沿道施設の設置(駐車場など) |
| 6 地下ネットワーク化 | |

中間領域にかかわるガイドライン **歩行者空間にかかわるガイドライン**

| 中間領域 | 歩行者空間 |
|--------------------------|---------------------------|
| 5 ロードヒーティングの運用 | 7 貼り付け広告のデザイン |
| 5 歩きやすい歩行者空間 | 7 壁面の活用 |
| 7 夜間のにぎわい創出 | 7 沿道空地、歩道の清掃 |
| 7 環境づくり(花、緑、ストリートファニチャー) | 5 バリアフリー化 |
| 4 置き看板の禁止 | 5 適正な駐輪・駐車 |
| 5 荷さばきルール | 7 景観に配慮した沿道施設の設置(自動販売機など) |
| 6 地下ネットワーク化 | |
| 8 オープンカフェの実施 | 8 歩道などでの多様な展開 |
| 8 グリーンオンパレードの実施 | 8 イルミネーションの実施(キラリウム) |

日常時

イベント時など

1 にぎわい用途の積極的導入

札幌を代表する商業地にふさわしい魅力の維持・創出のため、にぎわいを生み出す用途を導入しましょう。

対象となる要素

推奨用途・育成用途
規制用途

手法例



低層部に店舗などにぎわい用途が連続（元町／横浜）
にぎわい用途の連続による集客力の向上（銀座／東京）

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

1-1/推奨用途・育成用途

建物 建物1・2階用途は、まちのにぎわいを創出するため、推奨用途・育成用途とします。

推奨用途

飲食店、物販店、百貨店など

育成用途

現在地区にない用途で、今後積極的に導入を促進。文化ホール、観光案内、情報センター、エンターテインメント施設、ホテル、シヨールーム、その他時間消費型施設（書店、家電、シネコンなど）など

1-2/規制用途

建物 南一条にふさわしくない用途（規制用途）の導入を禁止します。

規制用途

風俗営業、マージャン店、パチンコ店・建物1・2階部分の住宅など

建物 建物に係わるガイドライン
中間領域 中間領域にかかわるガイドライン
歩行者空間 歩行者空間にかかわるガイドライン

2 低層部ににぎわいづくり

来街者がまちで楽しく過ごせるよう、にぎわいの感じられる空間にしましょう。

対象となる要素

透過性のある開放的なファサード
来街者が集まれるスペース創出
（アルコーブ、ピロティ、吹き抜け、角地広場、パサージュなど）

手法例



ガラスにより透過性のある開放的なファサード（南一条／札幌）
店舗前の2階吹き抜けアルコーブ（銀座／東京）

ガイドライン

●みんなでやってみましょう

2-1/透過性のある開放的なファサード

建物 建物の中ににぎわいが来街者にわかるように、1・2階は透過性のある開放的なファサード（※デザイン）にしましょう。やむを得ない場合は、ショーウィンドウなど、にぎわいが感じられるファサードとしましょう。

2-2/来街者が集まれるスペースの創出（建物前）

建物 建物前には、来街者が集まって思い、交流できるスペースをできるだけ確保しましょう。

滞留スペースの例

| | |
|-------|--------------------------------|
| アルコーブ | 出入口、ショーウィンドウなどをより少し引き込ませつづつ空間。 |
| ピロティ | 1階部分において、柱だけで構成される壁のない空間。 |
| パサージュ | 店舗が並び通り抜け路地。 |

2-3/来街者が集まれるスペースの創出（角地）

建物 街区の角地部分は、できるだけ広場や吹き抜け空間などを設けて、人々の集まれるスペースとしましょう。

3 南一条にふさわしい落ち着いた落ち着きの色彩の街並みづくり

建物の色彩については、都心商業地としての風格にあふれ、四季の彩りと調和したものとしましょう。

対象となる要素

外壁の色彩
原色使用制限

手法例



温かみのある色調で構え、まちに落ち着きをもち込んでいる（セントラルマンストリート／ロンドン）
一部の抑えられた原色の使用。
改善の必要な色・まわりの景観に調和しにくい色を用いた建物の外壁

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

3-1/外壁の色彩

建物 建物の外壁の色彩は、あたたかみのあるものとし、派手な色彩は避けましょう。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

3-2/原色使用制限

建物 建物の外壁への原色の使用は、アクセントやにぎわいを演出する目的で、部分的に使うこととしましょう。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

参考景観基準

「札幌市景観形成地区大通地区都市景観形成基準」

【外壁の色彩】

- 公園や周辺の建築物等との調和を図る。
 - あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。
- 【外壁の材質】
- 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。
 - 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。

『大規模建築物等色彩景観ガイドライン』

札幌市は、「大規模建築物等景観形成指針」の基本的な視点のひとつである「色彩」を取り上げ、調和のとれた、魅力的な都市景観をつくりだすために、札幌にふさわしい色として「札幌の景観色70色」を具体的に提案し、一定の考え方をまとめた「大規模建築物等色彩景観ガイドライン」を策定しました。 ※札幌市ホームページより

4 上質な街並みに配慮した看板・広告物の設置

上質な通りの魅力を高めるために、街並みに調和した看板や広告物を設置しましょう。

対象となる要素

置き看板の禁止
看板・サインのルール

手法例



4.5m以上の高さを確保した箱型看板
2.5m以上の高さを確保した軒下看板
サインルールにより建物の顔が見える街並み（元町／横浜）
地区全体の景観を損なわないビルサイン、飾り看板、独立文字など（銀座／東京）

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

4-1/置き看板の禁止

中間領域 歩行者の通行や街並みに配慮し、置き看板はやめましょう。

●みんなでやってみましょう

4-2/看板・サインの制作ルール

建物 街並みが映える看板・サインの設置に努めましょう。

（例）今後みんなで考えていきたいと思います。

| |
|-----------------------|
| ・1建物に1個、1・2階に集約 |
| ・ビルサインは独立文字など、ロゴのみとする |

※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

●みんなでやってみましょう

5-4/バリアフリー化

歩行者空間 建物の出入口や敷地内空地と歩道の段差はなくしましょう。

5-5/歩きやすい歩行者空間

歩行者空間 路面勾配・段差解消やすべりにくい舗装材の使用など、歩きやすい歩行者空間としましょう。

5-6/歩行者に配慮した交通サービス施設の設置

建物 駐車場入口、駐輪場、荷さばき施設の設置の際は、歩行者の安全・安心に配慮しましょう。

5 一年中楽しく歩ける歩行者空間づくり

四季を感じながら楽しく安全安心に歩ける通りをめざしましょう。

対象となる要素

ロードヒーティング 荷さばきルール 適正な駐輪・駐車
バリアフリー化 歩きやすい歩行者空間

手法例



ロードヒーティングによる歩きやすい歩道（南一条／札幌）
荷さばき車両専用パーキングメーターの例（天神／福岡）
線に囲まれたまちなか駐輪スペース（立川／東京）

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

5-1/ロードヒーティングの設置、運用

歩行者空間 ロードヒーティングは必ず設置し、冬期は運用しましょう。

5-2/荷さばきルール

中間領域 荷さばきについては、地域ルールを定めましょう。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

5-3/適正な駐輪・駐車

中間領域 歩道上の長時間駐輪の回避や指定の場所以外の客待ちタクシー駐停車の回避に努めましょう。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

●みんなでやってみましょう

5-4/バリアフリー化

歩行者空間 建物の出入口や敷地内空地と歩道の段差はなくしましょう。

5-5/歩きやすい歩行者空間

歩行者空間 路面勾配・段差解消やすべりにくい舗装材の使用など、歩きやすい歩行者空間としましょう。

5-6/歩行者に配慮した交通サービス施設の設置

建物 駐車場入口、駐輪場、荷さばき施設の設置の際は、歩行者の安全・安心に配慮しましょう。

6 まちの回遊性を高める地上～地下ネットワークづくり

将来の南一条地区の地下ネットワーク構想を視野に入れた、利便性の高いまちをつくりましょう。

対象となる要素

地下ネットワーク

手法例



建物内吹き抜け空間による地上・地下のネットワーク化（MM21／横浜）
にぎわいを生み、地上をつなぐ利便性の高い地下空間（デジャルダン／モントリオール）

ガイドライン

●みんなでやってみましょう

6-1/地下ネットワーク化

建物 将来の地下ネットワーク構想に対応した建物としましょう。たとえば、地下空間とのスムーズな接続、地上と地下のわかりやすい接続など。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

7 楽しい時間をすごせる通りの環境づくり

通りを歩くだけで、来街者が楽しく感じることができる環境づくりをめざしましょう。

対象となる要素

貼り付け広告 沿道空地、歩道の清掃
環境づくり（花・緑・ストリートファニチャー） 壁面の活用
夜間のにぎわい創出 施設の利用制限 駐車場の修景

手法例



改善が必要な街並み（3階以上の壁面に貼られた、通りのイメージに調和しない広告）
通りに設置されたアート作品（南一条／札幌）
夜間のにぎわい創出の演出（栄／名古屋）

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

7-1/貼り付け広告のデザイン

中間領域 貼り付け広告は、通りイメージに配慮したデザインとしましょう。
※くわしいルールは、今後考えていきたいと思います。

7-2/沿道空地、歩道の清掃

中間領域 各建物の庇先（歩道）の清掃を各自行いましょう。

●みんなでやってみましょう

7-3/環境づくり

歩行者空間 歩行者空間の花・緑・ストリートファニチャーなどの設置に努めましょう。また、固定植栽の形態、大きさ、高さなどはみんなで考えていきたいと思います。

7-4/壁面の活用

中間領域 ハンギングバスケット、オーニング、パナールなどにより、歩行者が楽しめるしつらえにしましょう。

7-5/夜間のにぎわい創出

中間領域 夜も楽しい通りとするために、閉店後の夜間照明に努めましょう。標準営業時間の導入による、夜間営業時間帯の統一を考えていきたいと思います。

7-6/景観に配慮した沿道施設の設置

中間領域 自動販売機、駐輪場などまちの統一感の障害となる施設を沿道に設置する際は、景観に配慮しましょう。

8 まち全体を活用したにぎわい創出イベントの実施

まち全体でのイベントにみんなで参加しましょう。

対象となる要素

グリーンオンパレード イルミネーション（キラリアム）
歩道などでの多様な展開 オープンカフェ

手法例



緑や花によって彩られた歩道：グリーンオンパレード（南一条／札幌）
イベントによるにぎわいの演出：南1条2丁目プロジェクト（南一条／札幌）

ガイドライン

●これだけは必ず実行しましょう

8-1/グリーンオンパレードの実施

中間領域 市民参加型のイベントとして、地域に定着させていきたいと思います。

8-2/イルミネーション（キラリアム）などのイベントの実施

中間領域 イルミネーションなどイベントへの積極的な参加をお願いします。

●みんなでやってみましょう

8-3/歩道などでの多様な展開

中間領域 歩道や沿道空地を広域的に活用するなど、地域の共有空間として使い方をみんなで考えていきたいと思います。

8-4/オープンカフェの実施

中間領域 にぎわいや晴らしの場として、公共空間でのオープンカフェ実施を推進していきましょう。

南一条地区 街並みガイドライン



URBAN DESIGN
GUIDELINES

